公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター が商標登録している文字や図形に関する使用規約

(趣旨)

第1条 本規約は、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター(以下「財団」という。)が商標登録している文字や図形(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別紙に掲げるものとする。

(事務局)

第3条 ロゴマークの管理に係る事務局は、総務部とする。

(使用者について)

第4条 ロゴマークを使用できる者は財団とする。

なお、財団が自らの業務に使用する場合は、業務を実施する部署が事前に使用するロゴマーク、使用目的、使用期間及び使用方法について、決済文書により決済権者の了承を得なければならない。

2 財団以外の第三者が次条の手続きにより決済権者の了承を得られた場合には、ロゴマークを使用することができる。

(使用申請手続き)

第5条 前条第2項に掲げる財団以外の第三者が使用する場合は、事前にロゴマーク使用 許可申請書(別記様式第1号)を総務部に提出する。

(使用許諾)

第6条 総務部は、前条の規定による申請書の提出があったときは、ロゴマークの使用を承認することの可否について、決済文書により決済権者に伺うものとし、決済権者は、申請書の内容を確認、審査したうえで、適切であると判断した場合に、その旨を申請者(使用者)に通知する。

通知は、ロゴマーク使用許可書(別記様式第2号)の交付をもって行う。

(使用の管理等)

第7条 総務部は、ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)から、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又はロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

(使用にあたっての禁止事項)

- 第8条 ロゴマークの使用にあたり、以下に掲げる事項を禁止する。
 - 一 使用許可を受けた目的、方法以外の用途で使用すること
 - 二 決済権者が承認した場合を除き変型及び色の改変をして使用すること
 - 三 法令及び公序良俗に反すると認められるものに使用すること
 - 四 不当な利益等を得るおそれがあると認められる方法で使用すること
- 2 使用者が前項の規定に違反した場合、又は違反している疑いがある場合、財団は、使用 者に対し是正の指示を行うことができる。
- 3 使用者が前条に規定する求め又は前項に規定する指示に応じない場合、財団は、使用者

に対し、ロゴマークの使用の承認を取り消すことができる。

(ロゴマークの表示に付随して表記する事項)

第9条 ロゴマークの使用に際しては、それが商標登録済みである旨を表示するものとし、

「®」(Registered Trademark (登録商標) を意味表示) マークをロゴマークの表示に付随して右下に小文字で「®」と表示する。

(ロゴマークに関わる権利)

第10条 ロゴマークに関する一切の権利は、財団に帰属する。

附則

本規約は、平成29年1月26日から施行する